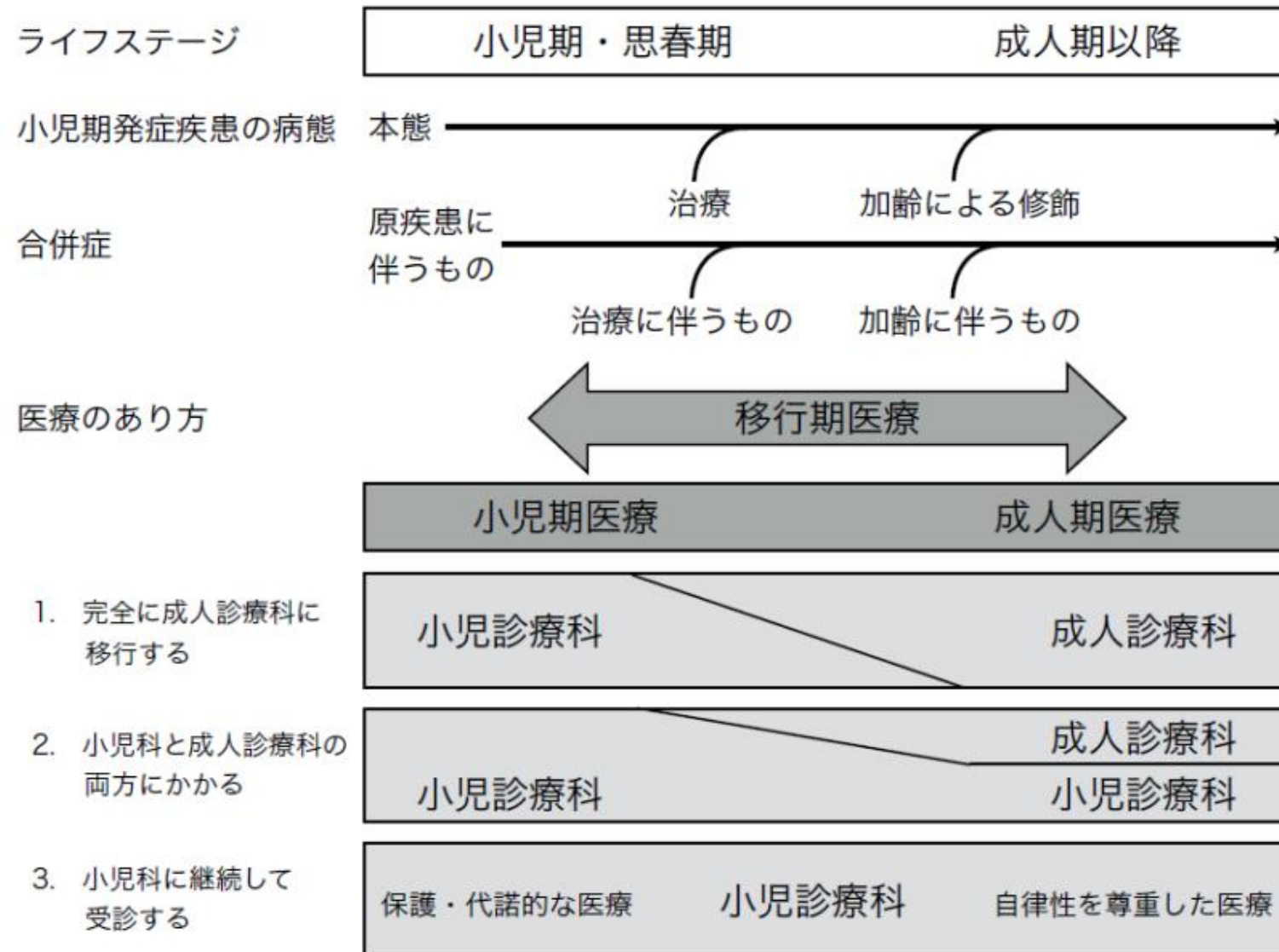


近年の医療技術等の進歩によって、小児慢性特定疾病をはじめとして、多くの慢性疾患を抱える児童が思春期・成人期を迎えることとなった。

一方で原疾患自体が治癒せずに持続したり、合併症が長期に継続したりしながら思春期・成人期を迎える児童も増加している。

適切な医療を受けるためには、年齢に応じて小児診療科から成人診療科に移行する必要がある。
＝「**移行期医療**」が重要

移行期医療の概念図



移行期医療における課題

課題①：医療体制の整備

- 加齢等に伴い病態の変化、合併症が出現
- 成人期に発症する生活習慣病や悪性腫瘍に対する治療



小児診療科・成人診療科における課題

【小児診療科】

- 成人期特有の疾患に対して適切な医療を提供できない

【成人診療科】

- 小児慢性特定疾病等は非常に馴染みの薄い領域である
- 小児診療科と異なり、専門ごとに分科していることが多く、複数診療科の受診が必要

⇒ 小児診療科と成人診療科で連携が十分でないことも大きな課題

移行期医療における課題

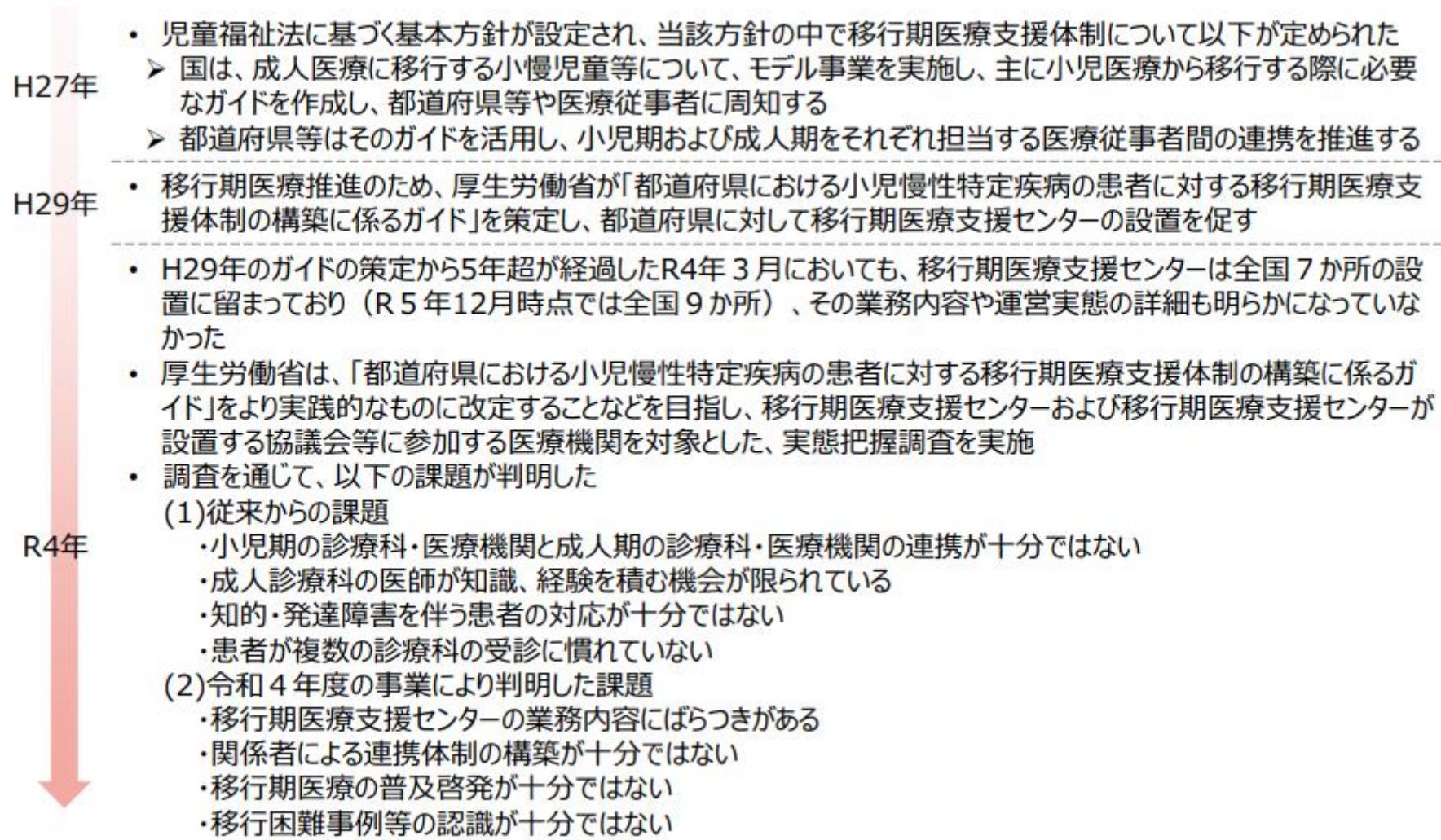
課題②：自律性・自立性への支援

- 治療方針などを自己決定することが困難（自律性）
- 就学、就労などが困難（自立性）



- 医療を患者自身の意思で決定できるようになることが必要だが、小児慢性特定疾患の患者を支援する体制が十分に構築されていない
- 成人診療科では小児診療科から転科してきた患者・家族からの相談（学業、就労と治療の両立等）に十分な対応ができない。

移行期医療支援に係る経緯

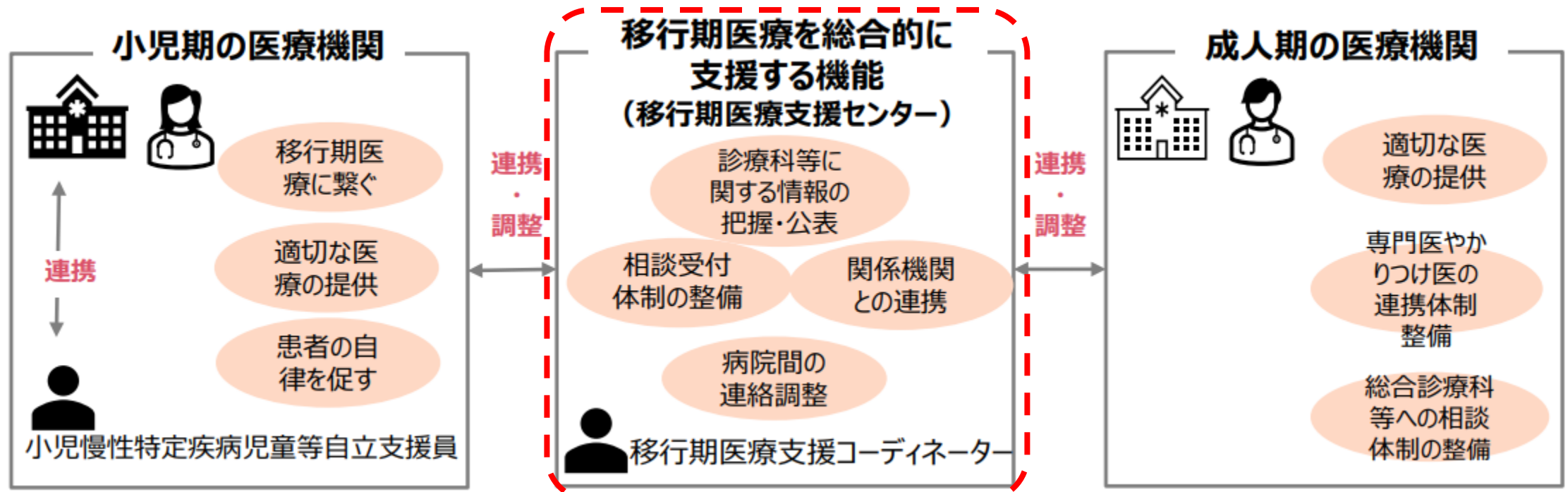


移行期医療支援協議会設置に向けた手引き（移行期医療支援体制整備事業）より抜粋

移行期医療支援センターについて

移行期医療支援体制を構築するために必要な機能、機能を満たす機関

- ①移行期医療の各関係機関の調整や患者の自律（自立）支援など、移行期医療を総合的に支援する機能（**機関：移行期医療支援センター**）
- ②移行期医療につなげ、移行期医療及び成人期医療を提供する機能（機関：小児期の診療科・医療機関）
- ③移行期医療及び成人期医療を提供する機能（機関：成人期の診療科・医療機関）



移行期医療支援センターの設置状況（令和7年2月現在）

	都道府県名	設置（委託）医療機関
1	北海道	北海道医療センター
2	宮城県	宮城県立こども病院
3	東京都	東京都立小児総合医療センター
4	神奈川県	国立病院機構 箱根病院
5	埼玉県	埼玉県立小児医療センター
6	千葉県	千葉大学医学部附属病院
7	静岡県	静岡県立こども病院
8	長野県	信州大学医学部附属病院
9	大阪府	大阪母子医療センター
10	兵庫県	神戸大学医学部附属病院
11	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院

令和 7 年度に三重県で実施する事業

①三重大学に移行期医療の寄附講座を設置（R 7 新規）

三重大学医学部に新たな診療領域・分野となる移行期医療の寄附講座を設け、先進的な診療や研究に取り組む医師を招へいし、三重大学の魅力向上を図ることにより、県外医師の確保対策を進める。

②在宅医療体制整備推進事業による人材育成（継続）

③移行期医療支援体制の検討（R 7 新規）

三重県における移行期医療の現状と課題の整理を行うとともに、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向けて検討を行う。